

関税定率法改正のポイント

フェアトレード委員会
第1小委員会*

知的財産権侵害物品の水際取締制度に関して、関税定率法改正法が平成17年3月30日に成立しています。以下に、改正の主なポイントに関するQ&Aを紹介します。

Q 1 今回の関税定率法改正のポイントは何か。

A 1 今回の関税定率法の改正ポイントは、以下の通りです。

(1) 特許権等を侵害するおそれのある物品の認定手続において、当該物品の見本の分解検査の制度を導入すること、

(2) 不正競争防止法に規定する周知表示の混同を惹起する製品、著名表示を冒用する製品および形態模倣品を輸入禁制品へ追加すること、

(3) 育成者権を侵害するおそれのある物品の認定手続において、農林水産大臣への意見照会制度を新設すること。

Q 2 今回の関税定率法改正の背景となったのはどういう事情ですか。

A 2 平成16年5月に決定された「知的財産推進計画2004」の中には、水際取締りの強化に関連した事項が盛り込まれており、それへの対応等を検討するために、平成16年9月に、関税・外国為替等審議会関税分科会の企画部会の下に、「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」が設置されました。このワーキンググループでは、権利者

や輸入者等の関係者からのヒヤリング等を行い、その結果を踏まえて、「座長取りまとめ」が作成され、同年12月に、企画部会に報告されました。この「座長取りまとめ」に取り上げられたもののうち、関税改正において対応すべき事項については、企画部会長報告としてまとめられ、同年12月の関税・外国為替等審議会関税分科会の審議を経て、平成16年12月15日の「関税・外国為替等審議会答申」に盛り込まれました。今回の改正は、この答申を踏まえて行われたもので、「関税定率法等の一部を改正する法律案」として、平成17年2月8日閣議決定、同日に今通常国会（第162回）に提出され、3月30日に成立、3月31日に公布（平成17年法律22号）されています。

Q 3 今回の改正により導入された権利者の見本検査とはどういうものですか。

A 3 輸入差止申立が受理された特許権者等の権利者については、従来より、疑義貨物の点検ができましたが、それは、外観検査であったり、バックを開けて中を確認する程度の検査であって、分解や分析は認められていませんでした。しかしながら、疑義貨物の外観からでは侵害しているかどうかの判定ができない場合には、従来のような点検では、認定手続において、権利者が証拠や意見を提出することができないおそれがあります。そうした状況を

* The First Subcommittee, Fair Trade Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

鑑み、今回の改正により、権利者は、税関長に申請し、その承認を得ることにより、疑義貨物の見本の分解検査ができることになりました。

この申請の承認要件は、以下の通りとなっています。

(1) 当該疑義貨物の認定手続において、申請者の知的財産権の侵害物品であることの証拠を提出し、または、意見を述べるために、見本検査が必要であること、

(2) 当該疑義貨物の輸入者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること、

(3) 当該疑義貨物の見本が不当な目的に使用されるおそれがないと認められること、

(4) 申請者が当該見本の運搬、保管または検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力および資力を有していると認められること。

この申請があった場合には、税関長は、その旨を輸入者に通知するとともに、この申請を承認した場合には、申請者および輸入者にその旨を通知しなければならないことになっています。

税関長による承認を受けた申請者が見本検査を行うにあたっては、検査の適正を期するために、税関職員が立ち会うことになっており、さらに、申請により輸入者も検査に立ち会うことができます。

尚、今回の改正により、見本の分解検査が認められたことにより、分解検査後の見本の原状回復が不可能なケースも想定されるため、税関が当該疑義貨物を侵害品と認定しなかった場合に備えて、輸入者に生じる損害の賠償の担保として、税関は、申請者に対して、税関が相当と認める額の金銭を供託するよう命ずることができます。この場合、申請者は、金銭に代えて、有価証券の供託や金融機関との支払保証委託契約の締結も認められます。

Q 4 見本検査の承認要件として、「当該見本に係る疑義貨物を輸入しようとする

者の利益が不当に侵害されるおそれがないと認められること」(第21条の3の2第2項2号)、「当該見本が不当な目的に用いられるおそれがないと認められること」(同3号)が挙げられていますが、具体的には、どのような場合が想定されますか。

A 4 「輸入者の利益が不当に侵害されるおそれがある場合」、および「当該見本が不当な目的に用いられえる場合」としては、例えば、

(1) 申請者が見本をそのまま第三者に転売してしまう場合、

(2) 申請者が見本を検査することにより、輸入者の営業秘密が申請者に知られてしまい、輸入者の利益が害される場合、

(3) 申請者が見本を検査することにより知った技術情報を自己の製品に盗用する場合、

(4) 申請者が現在申立の対象としている権利侵害以外の権利についての侵害の調査を目的としていると認められる場合、
などが考えられます。

Q 5 今回の改正により導入された農林水産大臣に対する意見照会制度とはどのような制度ですか。

A 5 育成者権の侵害物品については、平成15年改正により、輸入禁制品に追加されていますが、今般、育成者権の効力を登録品種の収穫物から生産される加工品の生産、譲渡等の行為にも及ぶという種苗法の改正(平成17年6月10日成立、同6月17日公布、平成17年法律59号)を受けて、今後の育成者権侵害の該否認定を一層迅速かつ適正に行うために、税関が必要と認めた場合に、疑義貨物の侵害の該否認定につき農林水産大臣に意見照会ができるようにしたものです。税関が農林水産大臣に意見照会をした場合には、農林水産大臣は、その求めがあった日から30日以内に、書面にて意見を

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

述べることになっています。この農林水産大臣からの回答は、育成者権者および輸入者に通知されます。

Q 6 今回の改正では、輸入禁制品に不正競争防止法に違反する物品が追加されたと聞いています。どのような物品の輸入が禁止されることになっているのですか。

A 6 周知表示の混同惹起行為（不正競争防止法第2条第1項第1号）、著名表示の冒用行為（同第2号）、および形態模倣行為（同第3号）の規定に違反する物品です。

関税込率法における輸入規制品とするかどうかについては、他の法令により、関税法上の輸入禁制品の輸入に係る罰則と同程度の罰則の適用をもって輸入または所持を禁止している物品かどうか等を勘案して決定されるものとされており、そのため、今回、関税込率法の改正とともに、不正競争防止法の改正も行われています（平成17年6月22日成立、6月29日公布、平成17年法律75号）。すなわち、今回の不正競争防止法の改正では、従来より刑事罰の対象であった周知表示の混同惹起行為に加えて、著名表示の冒用行為と商品形態模倣行為も刑事罰の対象とされ、罰則も、3年以下の懲役または300万円以下の罰金であったものが、関税法の罰則規定と同程度に、5年以下の懲役または500万円以下の罰金に引上げられ、さらに、懲役刑と罰金刑の併科ができるものとされています。

Q 7 形態模倣品等の不正競争防止法違反物品の認定手続はどうなっていますか。

A 7 認定手続は、他の知的財産権侵害物品の輸入差止申立手続の場合と同様で

すが、形態模倣品等の不正競争防止法違反物品については、保護の対象が他の知的財産権と違い、登録された権利でないことや、例えば、侵害の該否判断にあたって、「周知性（需要者の間に広く認識されているかどうか）」、「著名性」、あるいは「実質的同一性」の判断が必要であることといった難しい要素が含まれているため、不正競争防止法に基づく差止請求権者（不正競争行為により営業上の利益を侵害された者）が、自己の営業上の利益を侵害する物品の輸入差止申立を行うにあたっては、自己の商品等表示が周知性を有していること、自己が権利者であること等につき、経済産業大臣の意見を求め、その意見書を提出しなければなりません。

また、形態模倣品等の認定手続において、税関が必要と認めた場合には、侵害の該否について、経済産業大臣に意見照会ができることになっています。税関が経済産業大臣に意見を求めた場合には、経済産業大臣は、その求めがあった日から30日以内に書面により回答しなければなりません。

Q 8 今回の改正法はいつから施行されますか。

A 8 不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加とそれに伴う諸手続については、対応する不正競争防止法の改正法の施行および経済産業省における対応準備を鑑み、平成18年3月1日からの施行とされており、その他については、平成17年4月1日からの施行となっています。

（原稿受領日 2005年7月4日）